

広島県告示第九百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十二年十二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止年月 日
株式会社UED A	広島市大柿町大原 九六六番地二	さくら・介護ス テーション呉本 町	呉市本町二〇番一八 号	平成二十二年一 〇月三十一日
株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目九番	ニチイケアセン ター廿日市	廿日市市宮内一丁目 一二番九号	平成一九年三 月三十一日
株式会社健遊館	愛知県名古屋市中村 区寿町二五番地	健遊館安芸高田 デイサービスセ ンター	安芸高田市向原町長 田二二三三七番地三	平成二十二年一 〇月三十一日